

指定校変更・区域外就学について

『指定校変更』

教育委員会では、学校教育法施行令に基づき、小・中学校ごとに通学区域を定め、児童・生徒の住所によって就学すべき学校を指定しています。この指定された学校を「指定校」といいます。指定校変更とは、特別な事情があると教育委員会が認めた場合、美里町に住民登録のある方が、指定校以外の美里町立小・中学校に通学する制度です。

(変更が認められる主な要件)

- ・ 転居予定のため、新住所地の学校に前もって就学を希望する場合
- ・ 保護者の就労の関係で親戚・祖父母宅等のある学区の学校へ就学を希望する場合
- ・ 慢性的病気、生来の病弱等で特定の病院に長期にわたり通院するなど、通院・通学に便利な学校へ就学を希望する場合
- ・ 既に指定校変更を認められた兄弟が在学している学校へ就学を希望する場合
- ・ 特に教育的配慮を要するもので、教育委員会が認める場合

『区域外就学』

区域外就学とは、特別な事情があると教育委員会が認めた場合、美里町以外に住民登録のある方が、美里町立の小・中学校に通学する制度です。

指定校変更・区域外就学を希望する場合

保護者の方から個々のご事情をお伺いした上で、申請書に記入していただく必要がありますので、教育総務課までご相談ください（TEL 58-0500）。

また、状況に応じて確認書類が必要になる場合があります。

※指定校変更や区域外就学は、保護者の方から個々の事情をお伺いし、特別な事情があると教育委員会が判断した場合に限り認められるものです。申請した場合に必ず認められるものではありません。